3月定例議会

工業団地造成事業特別会計条例 交通安全対策会議条例を制定

昭和63年度予算決まる

昭和六十三年度予算などを審議する三月定例議会が、三月十日から二十二日までの十三日間で開かれ、村長提出の昭和六十三年度一般会計予算など二十九案件、議員提出二案件について審議され、すべて原案どおり可決されました。

初日の本会議では、一般質問が行われ、七人の議員が、工業団地、農業振興、福祉行政、学校給食、道路建設、モデル事業などの村政について、村長に考えをただしました。

二日目以降は、本会議、特別委員会が開かれ、提案された予算、条例などが審議され付託された予算などは最終日の二十二日に委員会の報告がなされ、それぞれ原案どおり可決されました。

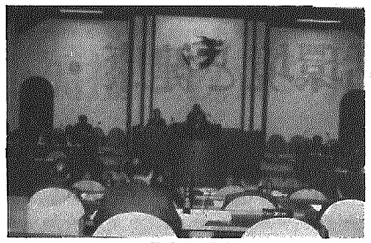

3月定例議会

おもな議案

■横越村交通安全対策会議条例

本村の交通安全に関する総合的な施策の企画について調査、審議をし、交通安全対策の推進を図るため対策会議を設置するものであります。

■横越村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

し尿汲取り手数料を十八ℓあたり七十八円から八十五円に改訂し四月一日から実施するものであります。今回の改訂にあたっては、原価計算に基づき、亀田町とも協議のうえ同額の改訂といたしました。

■横越村工業団地造成事業特別会計条例

企業誘致を図って村の活性化、雇用の拡大、村財政基盤を確立するため、木津地区に約十六・五haを工場敷地として造成し、販売するため特別会計を設置するものであります。

■横越村水道事業の設置等に関する条例の一部改正

人口の増加と下水道の整備等により年々水の需要が伸びており、今後の宅地造成や工業団地の造成計画で益々水需要の増加が予想されます。

こうした水需要の増加に備え、新潟市の拡張事業にあわせて、村も拡張事業計画を策定して、将来とも安定した給水を図るため、給水人口、一日最大給水量を改訂するものであります。

■農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価

	賦課総額	賦課単価
1.水稲共済割	2,215,000円	10アール当り 260円
2.麦共済割	18,000	10アール当り 260円
3.家畜共済割	383,000	乳用牛加入金額1万円当り40円 肉用牛、肉豚加入金額1万円当り30円
4.果樹共済割	158,000	共済金1万円当り 30円
5.均等割	63,000	1戸当り 100円
計	2,837,000	

■昭和六十三年度当初予算

会計名	予算総額
一般会計	二一億五、五〇〇万円
国保会計	四億三、三一八万円
農業共済	一億四、八四三万円
水道事業	一億三、二四三万円
下水道会計	四億一、六〇〇万円
老人保健	三億八、〇七六万円
工業団地	二〇億九、〇〇〇万円

（一般会計の詳細は二・三ページに掲載、特別会計の詳細は五～六月号に掲載予定です）

■昭和六十二年度補正予算

会計名	補正額	主な補正内容
一般会計	九、一七五万円	○用地の買い戻し 中学校グランド分 二、五九一万円 公民館駐車場分 九九九万円 道路等 一七〇万円 ○財政調整基金積立 五、八〇〇万円 ○起債の繰上償還 三、一四四万円
老人保健	二〇〇万円	療養給付費 二〇〇万円
下水道事業	三〇七万円	○道路用地買収 三八〇万円 漏水調査委託及び工事請負費の追加

国民年金の加入届は今すぐに

昭和六十一年四月から新しい年金制度になり、日本国内に住所がある二十歳以上六十歳未満の人は、すべて国民年金に加入することになっています。ただし、学生や老齢年金受給者は除かれます。

まだ、加入の届出をしていない人は、今すぐ役場の年金係で手続きをしてください。

◇加入者（被保険者）は三種類

一、第一号被保険者

農業、商業等の自営業や自由業の人とその家族、サラリーマンで厚生年金に加入していない人とその家族、無職の人。自分で加入の手続きが必要ですので、印鑑を持って役場の年金係で手続きをしてください。

二、第二号被保険者

サラリーマンで厚生年金や共済組合等に加入している人。会社等の担当者が厚生年金等の加入手続きをしたとき自動的に、国民年金の被保険者となりますので、自分で手続きをする必要はありません。

三、第三号被保険者

サラリーマン（第二号被保険者）に扶養されている配偶者（サラリーマンの奥さん。自分で加入の手続きが必要ですので、印鑑、配偶者の年金手帳、健康保険証等を持って役場の年金係で手続きをしてください。

サラリーマンの奥さんへ

昭和六十一年四月から国民年金法が改正され、厚生年金や、共済組合に加入している奥さんも、第三号被保険者として国民年金に加入することとなりました。保険料は、ご主人の加入する厚生年金や共済組合がまとめて負担するので、自分で納める必要はありません。第三号被保険者であることを届け出て、認定を受けるという手続きが必要です。この手続きをしていないと第三号被保険者として扱われないことになり、将来、年金を受けられなくなることもあります。サラリーマンの奥さんは、必らず国民年金の加入手続きを。

下水道供用開始

昭和62年度末で 42ヘクタールに

横越地区の上郷、新田郷、下郷の一部の地域（七ヘクタール）が、皆さんのご協力により工事が完了し、三月三十一日から下水道が使用できるようになりました。

三年以内に水洗トイレに改造を

供用開始の公示がされると各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備（私設下水道）をすみやかに造るよう法律で義務づけられています。

今回の供用開始区域の場合

昭和六十三年三月三十一日から昭和六十六年三月三十一日までに水洗トイレに改造していただくことになります。

自家用の浄化槽は

すでに水洗化され浄化槽を使用されているご家庭もすみやかに浄化槽を廃止し直接公共下水道に接続していただくことになります。この方が将来を考えると経済的に有利です。

排水設備の工事費は

宅地内の排水設備工事は個人負担となります。工事費は家屋の状態などによって異なりますが、標準的には二十五万円から三十万円くらいかかります。（大工、左官などの費用は含まれません）

申し込みは指定工事業者へ

排水設備や水洗トイレを造るときは村の指定業者に依頼しなければなりません。指定業者以外では工事ができないことになっています。

指定業者と工事契約をしますと、工事の手続きなど皆さんに代わっていっさい行ってくれます。

下水道の使用料は

下水道の使用を開始しますと処理場や管きょなどの維持管理費として汚水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

使用料金は汚水量十立方メートルまでが基本料金で一ヶ月一一〇〇円です。十一立方メートル以上については超過料金をいただきます。

汚水量は水道使用量を汚水量とみなします。

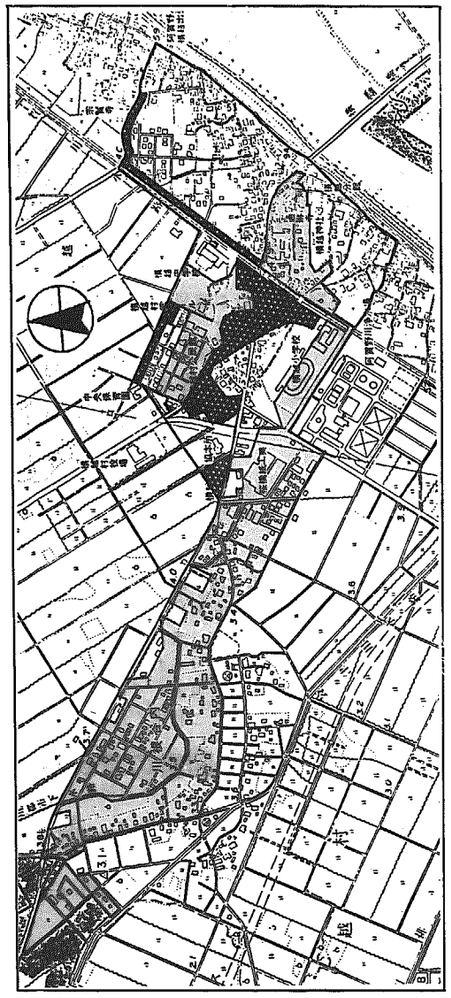

今回供用開始区域

供用開始済区域

横越村排水設備等指定工事業者一覧表

工事業者名	所在地	電話
㈱伊藤工業	京ヶ瀬村大字窪川原243番地	(0250)67－2626
小木工業㈱	亀田町元町3丁目5番43号	382－3171
風間建設工業㈱	〃 砂崩307番地	381－4962
神田設備工業	横越村大字横越3544番地	385－2369
㈲佐藤工業所	亀田町稲葉2丁目9番1号	381－3507
新設工業所	〃 曙町1丁目1番47号	381－4633
山田水道工事店	横越村大字二本木1257番地の4	381－4614

※詳しいことは、役場企業課にお問い合わせください。

排水設備の融資制度があります

村では、水洗トイレが早く行きわたるよう排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資（大工、左官などの費用は除く）のあっせんをします。また、その利子の一部を補給します。

▽**融資あっせんの条件**

①処理区域内の建築物の所有者および土地の所有者の同意を得た方。

②村税および下水道受益者負担金を滞納していない方。

③貸付けを受けた資金の返済能力を有する方。

④連帯保証人一名を付すことができる方。

▽**融資額**

工事一件について三十万円が限度です。

▽**融資利率**

金融機関と協定した利率となります。

▽**融資時期**

工事が終り検査合格後となります。

▽**償還方法**

最高三十六回の元金均等月賦償還です。

▽**利子補給**

供用開始した日から一年以内に水洗化した方――利子の半額を補給。